

管内の不法投棄事案の状況について

東部健康福祉センター 環境部 廃棄物課

○田上理子 太田和秀 金子智英 岡大真 小池智之 山本祥充 勝又健次

1 はじめに

県は不法投棄撲滅対策として、パトロール強化や通報制度など、早期発見・拡大防止を図っている。不法投棄の発見件数は減少傾向にあるものの、東部健康福祉センター管内には、富士山麓地域をはじめ、人目につきにくい山林や原野が広がっており、不法投棄が後を絶たず、毎年、悪質な事案が発覚している。

投棄された廃棄物は原因者が原状回復することが大原則であり、当センターにおいても、指導等により、投棄物の撤去に至った事案があるが、一方で、撤去されずに残存している不法投棄事案（以下「残存事案」という。）を抱えている。

生活環境保全上の支障のおそれがある事案については、早期に原因者等に必要な措置を講じるように求め、行政が代執行することもあるが、支障のおそれがない場合、原因者に撤去を求めることとなる。原因者が不明、または判明していたとしても死亡・倒産等により原状回復能力がなく、撤去を行わせることが困難なケースが往々にしてある。

今回、不法投棄事案に係る指導の課題を明らかにすることを目的として、当センター管内の事案を状況別に整理し、評価、分析したので報告する。

2 方法

県が毎年実施している「産業廃棄物状況調査」（平成20年度～令和6年度9月末分）のデータと過去の資料を活用し、事案ごとに廃棄物の種類や原因者の情報、原状回復者を集計した。

残存事案については、原状回復の指導又は要請を行っている対象者（撤去指導・要請者）を図1のフローに沿って検討したうえで、集計した。

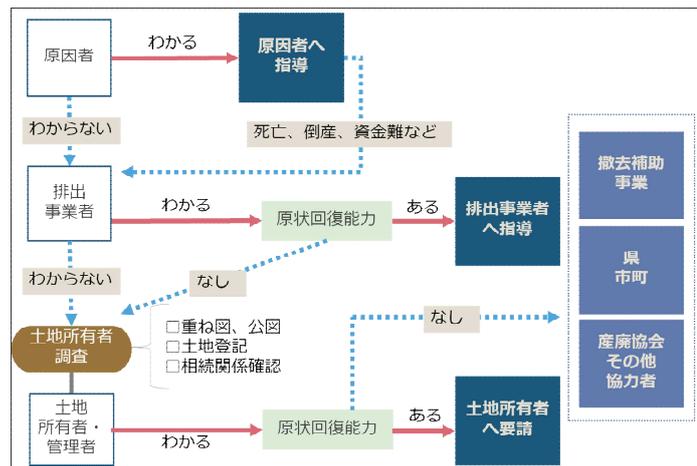


図1 撤去指導・要請対象者 基本フロー図

3 結果及び考察

(1) 管内の不法投棄の件数と措置

対象期間に管内で発見した不法投棄事案は296件（撤去済249件、残存47件）であった。84%が撤去され、16%が残存している。（図2）

(2) 残存事案の廃棄物の種類別残存件数

がれき類が最も多く、次いで廃プラスチック類、建設系解体物（混廃）が投棄されていた。

環境省が公表している産業廃棄物の不法投棄等の状況（令和4年度）の残存廃棄物の種類別残存件数においても、建設系廃棄物（建設混合廃棄物、がれき類、建設系木くず、建設系廃プラ類）が75.6%と多く、国内の傾向と同様であった。（図3）

(3) 原因者

原因者が判明した事案は296件中42件、不明の事案は254件であった。（表1）非常に多くの事案で原因者が不明であることが分かった。また、残存事案のうち原因者が判明している6件のうち3件は原因者が死亡している。残り3件は指導中であるが、施設入所中など撤去が見込めない。

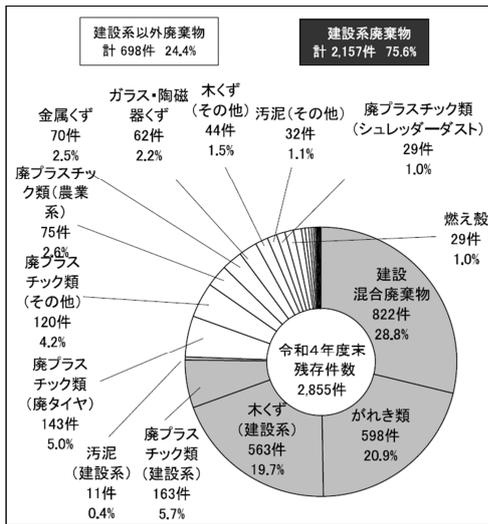


図3 不法投棄等廃棄物の種類別残存件数 (引用 環境省 産業廃棄物の不法投棄状況(令和4年度)について)

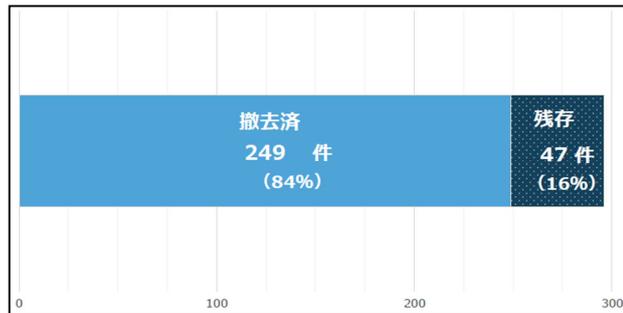


図2 管内の不法投棄件数

表1 不法投棄の原因者

	撤去済	残存	計
原因者判明	36件	6件	42件 (14%)
原因者不明	213件	41件	254件 (86%)
計	249件	47件	296件 (100%)

(4) 原状回復者、撤去指導対象者及び撤去要請対象者

撤去済事案の原状回復者の内訳は、その他を除くと市町が最も多く77件(31%)、次いで土地所有者・管理者が36件(14%)であった。(図4)

残存事案の撤去指導・要請対象者の内訳は土地所有者・管理者が25件(53%)と半分を占めた。

(図5) 原因者による撤去が原則であるが、原因者以外が撤去していることがほとんどであり、市町や土地所有者・管理者が撤去費用を負担している(負担することになる)状況が分かった。

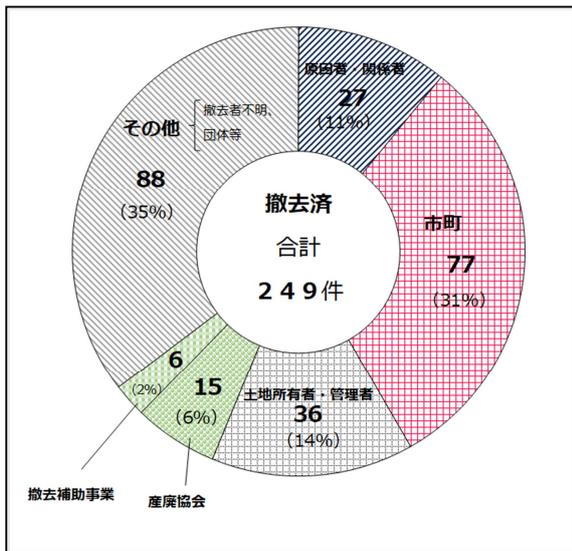


図4 撤去済事案の原状回復者内訳

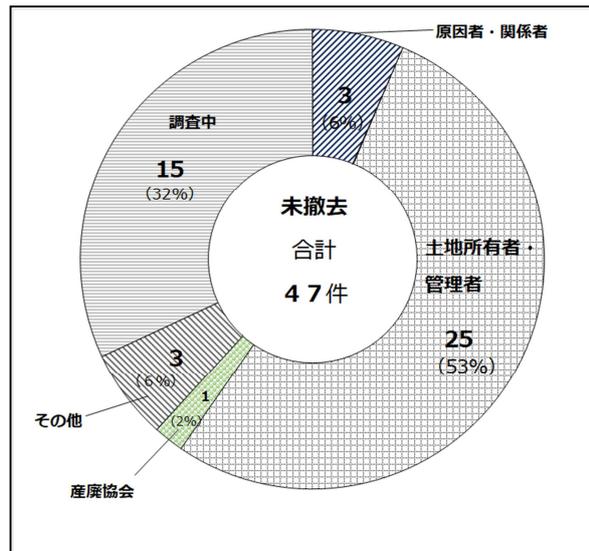


図5 残存事案の撤去指導・要請対象者内訳

(5) 残存事案の投棄場所

XY座標をもとに地図上にプロットしたところ、図6のとおりとなった。富士山麓地域をはじめ、管内の山間地帯に残存事案が多いことが可視化された。

4 課題

第一に、不法投棄を探知した場合は、迅速に対応し、原因者を特定して直接撤去を指導することが、基本である。加えて、捜査機関と連携し、原因者を究明していくことが必要である。

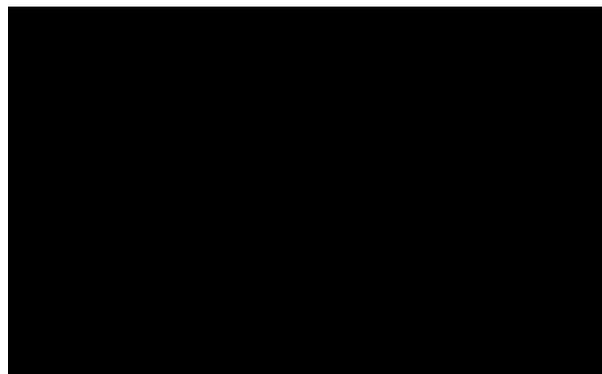


図6 残存事案の投棄場所

今回の結果から、不法投棄に関与しない土地所有者・管理者は、土地の資産価値が下がることに加えて、撤去費用の負担を被っている現状が明確になった。全国的に人口減少・高齢化により管理できていない農地や山林などは今後も増えると容易に予測ができる。実際に、土地所有者を訪問すると、「相続したが、現場には何十年も行っていない。」「高齢なので撤去作業はできない。」「相続は放棄した。」という地主に出会うことが多々ある。また、土地所有者を調査し、地主を特定しても所在が不明という事案もあった。

原因者に撤去指導することが第一であることに変わりはない。しかし、原因者の撤去が見込めない事案の早期の解決には、早期に撤去に向けた現実的な方策を検討する必要がある。例えば、富士山麓地域には「富士山麓不法投棄廃棄物撤去事業費助成」があり、世界文化遺産に登録された富士山の保全を図っている。この助成により、例外的に撤去が進められた事案がいくつかある。

不法投棄をすべて未然防止することは非常に難しいが、特に管理が行き届いていない土地は、投棄者が入りやすくかつ周りから見えにくく、不法投棄場所として選ばれてしまう。

国は、将来的に土地が所有者不明化し、管理不全化することを予防するための方策として、相続登記の申請の義務化、相続した土地を国庫に帰属させることができる制度を創設している。これら制度は不法投棄対策としても有効であると考えられる。地主に対して、自身の土地を適正に管理し、守るため、柵やロープで簡単に侵入させないこと等の基本的な防止策を講じることの重要性を周知することも課題であると考えられた。

5 今後求められる方策等

上記の課題を踏まえ、以下の方策について考えていく必要がある。

- ・富士山麓以外の地域においても、土地所有者が不存在などの一定の条件のもと、行政が撤去に関与できるような制度の創設
- ・地主に対して、自身の土地を適正に管理することの重要性の周知

今回の結果にもあるように市町や県産業廃棄物協会等の協力により産業廃棄物が撤去されていることに改めて感謝するとともに、今後も土地所有者・管理者をはじめ、様々な協力を促していく必要がある。

6 参考文献等

環境省 産業廃棄物の不法投棄等の状況（令和4年度）について

法務省 所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直し（民法・不動産登記法等一部改正法・相続土地国庫帰属法）